

令和6年 労働者死傷病報告受理状況

平塚

労働基準監督署

(6月末現在)

業種	当 年 (令和6年)	前 年 (令和5年)	増減数	増減率
01 食料品製造	5	13	-8	-61.5%
02 繊維工業				-
03 衣服その他の繊維	1	1		
04 木材・木製品				-
05 家具・装備品	1		1	-
06 パルプ等	1		1	-
07 印刷・製本	1		1	-
08 化学工業	8	5	3	60.0%
09 窯業土石	1	2	-1	-50.0%
10 鉄鋼業	2		2	-
11 非鉄金属	2		2	-
12 金属製品	8	1	7	700.0%
13 一般機械器具	6	2	4	200.0%
14 電気機械器具	2	2		
15 輸送機械製造	2	2		
16 電気・ガス				-
17 その他の製造	3	6	-3	-50.0%
01 製造業小計	43	34	9	26.5%
02 鉱業小計				-
01 土木工事	8	7	1	14.3%
01 鉄骨・鉄筋家屋	3	2	1	50.0%
02 木造家屋建築	3	4	-1	-25.0%
03 建築設備工事	1		1	-
09 その他の建築工事	8	10	-2	-20.0%
02 建築工事	15	16	-1	-6.3%
03 その他の建設	4	7	-3	-42.9%
03 建設業小計	27	30	-3	-10.0%
01 鉄道等				-
02 道路旅客	4	5	-1	-20.0%
03 道路貨物運送	22	17	(1)	5 - (1) 29.4%
04 その他の運輸交通				-
04 運輸交通業小計	26	22	(1)	4 - (1) 18.2%
01 陸上貨物	5	7	-2	-28.6%
02 港湾運送業		1	-1	-100.0%
05 貨物取扱小計	5	8	-3	-37.5%
01 農業				-
02 林業	1	2	-1	-50.0%
06 農林業小計	1	2	-1	-50.0%
01 畜産業				-
02 水産業	1		1	-
07 畜産・水産業小計	1		1	-
01 卸売業	3	2	1	50.0%
02 小売業	20	(1)	18	2 (1) 11.1%
03 理美容業				-
04 その他の商業	1	7	-6	-85.7%
08 商業	24	(1)	27	-3 (1) -11.1%
01 金融業	1	1		
02 広告・あっせん				-
09 金融広告業	1	1		
10 映画・演劇業				-
11 通信業	5	3	2	66.7%
12 教育研究	5	2	3	150.0%
01 医療保健業	22	48	-26	-54.2%
02 社会福祉施設	50	30	20	66.7%
03 その他の保健衛生				-
13 保健衛生業	72	78	-6	-7.7%
01 旅館業				-
02 飲食店	6	11	-5	-45.5%
03 その他の接客	8	(1)	9	-1 (1) -11.1%
14 接客娯楽	14	(1)	20	-6 (1) -30.0%
15 清掃・と畜	10	11	-1	-9.1%
16 官公署				-
01 派遣業				-
02 その他の事業	9	7	(1)	2 - (1) 28.6%
17 その他の事業	9	7	(1)	2 - (1) 28.6%
合 計	243	(2)	245 (2)	-2 -0.8%

※ 各欄左側の数字は休業4日以上の死傷者数、右側()内は死亡者数(内数)

令和6年 署別・業種別労働災害発生状況 [第1表](主要業種)

(新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除外)

神奈川労働局

令和6年6月末現在

業種 署		製造業	建設業	運輸交通業		貨物取扱業		商業	保健衛生業	接客娯楽業	清掃・土畜業	通信業	その他 (左記以外)	合計	前年比 (休業) (率)
				道路貨物運送業 (左記以外)	陸上貨物	港湾運送業									
横浜南	本年	35 (0)	29 (1)	28 (0)	22 (0)	12 (0)	7 (0)	59 (1)	52 (0)	26 (0)	40 (0)	8 (0)	35 (0)	353 (2)	79
	前年	21 (0)	26 (0)	30 (0)	9 (0)	6 (0)	11 (0)	50 (0)	41 (0)	28 (0)	28 (0)	2 (0)	22 (0)	274 (0)	28.8%
鶴見	本年	11 (0)	9 (0)	21 (0)	4 (0)	11 (0)	1 (0)	12 (0)	13 (0)	3 (0)	8 (0)	1 (0)	4 (0)	98 (0)	6
	前年	13 (0)	14 (0)	18 (0)	3 (0)	7 (0)	1 (0)	14 (0)	8 (0)	3 (0)	5 (0)	2 (0)	4 (0)	92 (0)	6.5%
川崎南	本年	34 (1)	22 (0)	20 (0)	8 (0)	20 (0)	2 (0)	22 (0)	20 (0)	11 (0)	12 (0)	5 (0)	25 (0)	201 (1)	-17
	前年	39 (0)	22 (1)	37 (0)	12 (0)	19 (0)	5 (0)	29 (0)	19 (0)	10 (0)	11 (0)	2 (0)	13 (0)	218 (1)	-7.8%
川崎北	本年	17 (0)	18 (0)	15 (0)	11 (0)	6 (0)	0 (0)	32 (0)	55 (0)	24 (0)	13 (0)	3 (0)	21 (0)	215 (0)	-16
	前年	13 (0)	28 (1)	15 (0)	8 (0)	1 (0)	0 (0)	54 (0)	61 (0)	11 (0)	13 (0)	7 (0)	20 (1)	231 (2)	-6.9%
横須賀	本年	17 (0)	28 (1)	7 (0)	8 (0)	2 (0)	1 (0)	27 (0)	35 (0)	17 (0)	7 (0)	7 (0)	37 (0)	193 (1)	14
	前年	18 (0)	19 (0)	7 (0)	9 (0)	4 (0)	0 (0)	24 (0)	34 (0)	8 (0)	10 (1)	8 (0)	38 (1)	179 (2)	7.8%
横浜北	本年	42 (0)	34 (0)	28 (0)	22 (0)	11 (0)	2 (0)	95 (0)	69 (0)	43 (0)	47 (0)	10 (0)	38 (0)	441 (0)	-52
	前年	37 (0)	44 (2)	43 (0)	17 (0)	4 (0)	0 (0)	96 (0)	83 (1)	48 (0)	41 (0)	9 (0)	71 (0)	493 (3)	-10.5%
平塚	本年	43 (0)	27 (0)	22 (0)	4 (0)	5 (0)	0 (0)	24 (1)	42 (0)	15 (2)	10 (0)	5 (0)	17 (0)	214 (3)	23
	前年	33 (0)	30 (0)	17 (1)	5 (0)	7 (0)	1 (0)	26 (0)	26 (0)	20 (0)	11 (0)	3 (0)	12 (1)	191 (2)	12.0%
藤沢	本年	37 (0)	21 (0)	30 (0)	7 (0)	3 (0)	0 (0)	49 (0)	54 (0)	22 (0)	17 (0)	12 (0)	29 (0)	281 (0)	-7
	前年	36 (2)	31 (0)	26 (0)	14 (0)	3 (0)	0 (0)	49 (0)	58 (0)	18 (0)	18 (1)	4 (0)	31 (0)	288 (3)	-2.4%
小田原	本年	19 (0)	12 (0)	8 (0)	3 (0)	5 (0)	0 (0)	14 (0)	21 (0)	20 (0)	15 (0)	7 (0)	17 (0)	141 (0)	-1
	前年	16 (0)	15 (0)	9 (1)	3 (0)	4 (0)	0 (0)	23 (0)	18 (0)	19 (0)	16 (0)	6 (0)	13 (0)	142 (1)	-0.7%
厚木	本年	84 (1)	25 (0)	78 (0)	13 (0)	38 (0)	1 (0)	64 (0)	53 (0)	27 (0)	17 (0)	19 (0)	30 (0)	449 (1)	-5
	前年	111 (0)	29 (0)	68 (0)	16 (0)	35 (0)	1 (0)	60 (0)	48 (0)	25 (0)	13 (0)	9 (0)	39 (1)	454 (1)	-1.1%
相模原	本年	55 (0)	29 (0)	38 (2)	10 (0)	13 (0)	0 (0)	48 (0)	33 (0)	17 (0)	17 (0)	8 (0)	14 (0)	282 (2)	49
	前年	46 (0)	13 (0)	31 (1)	5 (0)	4 (0)	0 (0)	41 (0)	39 (0)	15 (0)	13 (0)	2 (0)	24 (0)	233 (1)	21.0%
横浜西	本年	19 (0)	32 (0)	34 (0)	20 (0)	6 (0)	0 (0)	64 (0)	71 (0)	25 (0)	20 (0)	5 (0)	17 (0)	313 (0)	9
	前年	28 (0)	36 (2)	39 (0)	15 (0)	4 (0)	0 (0)	57 (0)	75 (0)	15 (0)	14 (0)	9 (0)	12 (0)	304 (2)	3.0%
合 計		413 (2)	286 (2)	329 (2)	132 (0)	132 (0)	14 (0)	510 (2)	518 (0)	250 (2)	223 (0)	90 (0)	284 (0)	3,181 (10)	82
前年同期		411 (2)	307 (6)	340 (3)	116 (0)	98 (0)	19 (0)	523 (0)	510 (1)	220 (0)	193 (2)	63 (0)	299 (4)	3,099 (18)	2.6%
前年比 (休業) (率)	(人)	2	-21	-11	16	34	-5	-13	8	30	30	27	-15	82	
	(率)	0.5%	-6.8%	-3.2%	13.8%	34.7%	-26.3%	-2.5%	1.6%	13.6%	15.5%	42.9%	-5.0%	2.6%	

注)休業4日以上の死傷者数(データは労働者死傷病報告による)、()内は、死亡者数で内数(データは死亡災害速報による)

令和6年度 労働衛生行政のあらまし

◇ 安全で健康に働くことができる職場づくり ◇

第1 神奈川県下における労働衛生の現状

神奈川労働局 健康課
(令和6年7月1日発行版)

職業性疾病による令和5年に発生した休業4日以上の死傷災害は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年から大幅に増加していましたが、令和5年5月の感染症法の分類基準の見直し等により、感染者数が大幅に減少に転じたほか、腰痛災害についても2年連続減少したことなどから、休業災害は、前年の9,507件から2,498件と大幅に減少しています。

一方で、職業性疾病の死亡災害では、脳・心臓疾患、熱中症、蜂刺されによる労働災害で4人の方が亡くなっているほか、化学物質や熱中症、上肢障害などによる休業災害が増加しています。

強い心理的負荷による精神障害や過重な業務による脳・心臓疾患の労災請求件数は、数年間連続して増加しており、特に、運輸業・郵便業での請求件数が多いものとなっており、事業場におけるメンタルヘルス対策、長時間労働の抑制等に鋭意取り組む社内体制の整備が求められています。

一般定期健康診断では、令和5年の有所見率は前年よりも増加しており、健康診断で異常所見が認められた労働者に対して、産業医による健康診断の事後措置のほか定期的な健康教育を適切に行うことが必要となっています。また、定期健康診断の結果について、事業者が保険者と連携・協力して特定健康診査等に取り組むことも重要になっています。

1 脳・心臓疾患及び精神障害等の労災補償状況(図1・図2)

(1) 令和5年度の脳・心臓疾患の労災補償状況

請求件数が86件(前年度比+32件)

支給決定件数が16件(前年度比-2件)

(2) 令和5年度の精神障害等の労災補償状況

請求件数が254件(前年度比+59件)

支給決定件数が50件(前年度比+6件)

※資料:厚生労働省 令和5年度「過労死等の労災補償状況」より

図1 脳・心臓疾患の労災補償状況

■請求件数 □支給決定件数

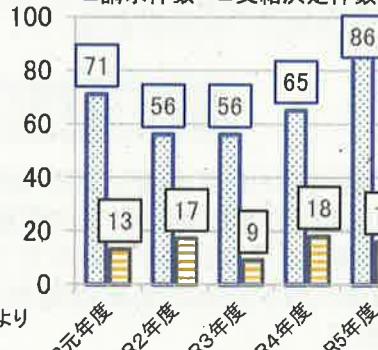


図2 精神障害の労災補償状況

■請求件数 □支給決定件数



2 職業性疾病の発生状況(図3)

(1) 令和5年の職業性疾病による死亡災害

・脳・心臓疾患 1人

・熱中症 1人

・蜂刺され(アナフィラキーショック) 2人

(2) 令和5年の職業性疾病による休業4日以上の被災者数

・2,498人(前年比-7,009人)

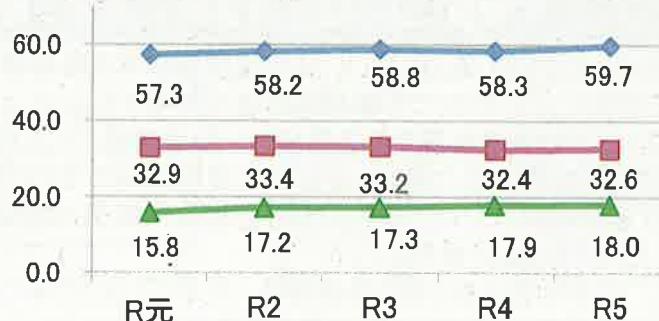
※新型コロナウイルス感染症によるものを除くと662人

(前年比-66人)うち腰痛441人(前年比-129人)

図3 業務上疾病発生状況



図4 定期健康診断の有所見率の推移



第2 令和6年度労働衛生行政の重点

1 第14次労働災害防止計画(神奈川計画)(※労働衛生分野に限る)

(1)労働者の健康確保対策の推進

ア メンタルヘルス対策

イ 過重労働対策

ウ 産業保健活動の推進

(2)化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策

イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策

ウ 熱中症、騒音による健康障害防止対策

エ 電離放射線による健康障害防止対策

神奈川労働局の
ホームページ内に
全体版を掲載して
います。



(1)ア メンタルヘルス対策

- ・ ストレスチェックの実施のみにとどまらず、ストレスチェック結果を基に集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善を行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する。
- ・ 「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(令和2年厚生労働省告示第5号)に基づく取組をはじめ職場におけるハラスメント防止対策に取り組む。

(1)イ 過重労働対策

- ・ 過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置に基づき、次の措置を行う。
 - ① 時間外・休日労働時間の削減、労働時間の状況の把握、健康確保措置等
 - ② 年次有給休暇の確実な取得の促進
 - ③ 勤務間インターバル制度の導入など労働時間等設定改善指針(平成20年厚生労働省告示第108号)による労働時間等の設定の改善
- ・ 長時間労働による医師の面接指導の対象となる労働者に対して、医師による面接指導や保健師等の産業保健スタッフによる相談支援を受けるよう勧奨する。

(1)ウ 産業保健活動の推進

- ・ 産業保健活動を行うために必要な産業保健スタッフを確保し、労働者に対して必要な産業保健サービスを提供するとともに、産業保健スタッフが必要な研修等が受けられるよう体制を整備する。
- ・ 定期健康診断において、脳・心臓疾患に関する血圧や血糖値等の有所見者への生活習慣の見直しに向け、健康教育の積極的実施と治療の勧奨に努めるとともに治療と仕事の両立支援制度の導入を推進する。
- ・ 健康障害の防止を勧奨し、仕事中の健康悪化による交通事故と労働災害の防止を周知する。

(2)ア 化学物質による健康障害防止対策の推進

- ・ 化学物質を製造、取り扱い、又は譲渡提供する事業者における化学物質管理者の選任及び外部専門人材の活用による次の2つの事項を的確に実施する。

- ① 化学物質を製造する事業者は、製造時等のリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置の実施、並びに譲渡提供時のラベル表示・安全データシート(以下「SDS」という。)を交付する。SDSの交付にあたっては、必要な保護具の種類を含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載する。
- ② 化学物質を取り扱う事業者は、入手したSDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。

(2)イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策

- ・適正な事前調査のため、建築物石綿含有建材調査者講習修了者等の石綿事前調査に係る専門性を持つ者による事前調査を確実に実施する。
- ・石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果の的確な報告及び事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策を実施する。
- ・解体・改修工事発注者による、適正な石綿ばく露防止対策に必要な情報提供・費用等の配慮について、周知を図る。
- ・粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号)その他関係法令の遵守のみならず、第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。
- ・トンネル工事を施工する事業者は、「すい道等建設労働者健康管理システム」に、労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等を登録する。

(2)ウ 熱中症、騒音による健康障害防止対策

- ・「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施し、クールワークキャンペーンに係る取り組みを鋭意展開する。
- ・事業場としての管理体制を整え、発症時・法緊急時の措置をあらかじめ決定しておき、異変を感じた際の対応方法について訓練を行うほか、労働衛生教育を通じて、日常の健康管理や暑熱順化及び作業時の水分・塩分の摂取方法等を周知する。
- ・定期健康診断において、脳・心臓疾患系の所見のある労働者に対しては、熱中症発症時の重症化リスクが高いことに留意し、産業保健スタッフによる支援の必要性を周知する。
- ・「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等に取り組む。

(2)エ 電離放射線による健康障害防止対策

- ・東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた作業(以下「廃炉作業」という。)や帰還困難区域等で行われる除染等における作業に従事する労働者に対する安全衛生管理、被ばく線量管理、被ばく低減対策、健康管理等を徹底するほか、緊急作業に従事した労働者に対して、「原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」(平成27年8月31日健康の保持増進のための指針公示第6号)に基づく健康管理を実施する。
- ・医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進する。

産業保健活動について困ったら無料支援施設を活用しよう

○ 神奈川産業保健総合支援センター・地域産業保健センターを活用しましょう。

独立行政法人労働者健康安全機構(神奈川産業保健総合支援センター及び地域産業保健センター)は、

独立行政法人労働者健康安全機構法に基づいて設立された、厚生労働省が所管する法人です。

★**神奈川産業保健総合支援センター**では、産業保健活動に携わる産業医、保健師、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々に対して、産業保健に関する研修や専門的な相談への対応などの支援を行っています。**神奈川県内1拠点:神奈川産業保健総合支援センター (TEL 045-410-1160)**

★**地域産業保健センター**では、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者やそこで働く労働者を対象として労働安全衛生法で定められた保健指導など産業保健サービスを無料で提供しています。

神奈川県下12の労働基準監督署管内に配置された地域拠点:地域産業保健センターが活動を行っています。

**Johas 独立行政法人 労働者健康安全機構
神奈川産業保健総合支援センター
TEL 045-410-1160**

神奈川产保

検索



➡➡➡ QRコードからホームページにアクセスできます。 ➡➡➡



第3 第14次労働災害防止計画(神奈川計画)

1 計画の期間 令和5(2023)年4月～令和10(2028)年3月までの5年間

2 計画の全体目標 ▶▶▶ 死傷者数の増加に歯止めをかける！◀◀◀

○2027年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を20人以下とする。

○2027年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を5%以上減少する。

3 アウトプット指標・アウトカム指標

アウトプット指標

(1)労働者の健康確保対策の推進

- ・企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
- ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。
- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- ・使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

(2)化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。
- ・労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

アウトカム指標

(1)労働者の健康確保対策の推進

- ・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。
- ・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。

(2)化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物等との接触、爆発、火災によるもの)の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。
- ・熱中症による死傷者数を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

第4 お知らせ

○ 安全衛生優良企業公表制度の申請

安全衛生優良企業公表制度は、労働安全衛生に積極的な取組を行っている企業を認定、企業名を公表し、社会的な認知を高め、より多くの企業に安全衛生の積極的な取組を促進するための制度です。企業も求職者や取引先などへのアピールに活用することができ、求職者も安全・健康な職場で働くことを選択することができる制度です。本社事業場を管轄する都道府県労働局長宛ての申請が必要です。

○ 神奈川労働局HPの活用やメールマガジンをお願いします。

神奈川労働局HPでは、事業場での取組を進めていただくための情報を提供し、法改正等、研修会・セミナーの開催予定等も掲載していますので、御活用ください。また、メールマガジンでも労働局関連各種情報発信していますので登録よろしくお願いいたします。

○ エイジフレンドリー補助金の申請

高年齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。[\(https://www.jashcon-age.or.jp/\)](https://www.jashcon-age.or.jp/)



厚生労働省神奈川労働局
平塚労働基準監督署発表
令和6年6月28日(金)

令和6年6月28日
【照会先】
平塚労働基準監督署
署長 多田 義信
安全衛生課長 岸野 彰紀
(電話)0463(43)8615

全国安全週間に向けて ～630～労働災害ゼロの日パトロールを実施

平塚労働基準監督署(署長 多田 義信)では、令和4年から6月30日を「ろうさいゼロ」の日(630)と設定しています。

3年目を迎えた本年は「630—3year(ろくさんぜろサードイヤー)」をキヤッチフレーズに管内事業場における630活動の定着、機運醸成に努めています。

全国安全週間(7月1日から7月7日まで)を前に自主的な安全衛生活動を積極的に実施している管内事業場の労働災害防止活動を発信し、地域における安全衛生水準を向上させることを目的として三菱ケミカル株式会社関東事業所(平塚工場)の協力のもと、全国安全週間準備期間中の令和6年6月26日、安全パトロールを実施しました。

1 パトロール概要

日時 令和6年6月26日(水)

パトロール対象事業場 三菱ケミカル株式会社関東事業所(平塚工場)

(平塚市西真土2-1-35)

パトロール実施者 平塚労働基準監督署 署長、安全衛生課長、ほか 4名

パトロールの開催にあたって関東事業所長様、企画管理部長様から関東事業所の沿革、組織、概要、安全の基本方針の説明をいただきました。



次に、環境安全・品質保証部長様より、平塚工場の安全衛生の取り組みの紹介を受けました。

「安全で安心な安定したものづくりを実現し、社会、地域から愛される工場」を目標に掲げ、事業場ルール(規則)を遵守するという基本を始め、いろいろな取り組みを行っていますが、その中でも平塚工場内で多くの割合を占める構内グループ会社および協力会社との連携を確実に行っていかなければならないことであり、その舵取りの難しさを感じ取れました。

2021年、大学の有識者の知見に基づいた「安全文化診断」という数値化された評価制度を導入しており、その診断結果を基に同業他社との比較や構内グループ会社を含む部門・部署間の比較を行い、ストロングポイント、弱い点が見える化されていました。

フォークリフトの運転業務については、定期的な教育が行われています。

工場内のパトロールについても、近年、強化されており、ソフト面(人、教育、作業方法)、ハード面(機械設備、環境)と対象を明確にした活動を行っています。

また、熱中症の取り組みは4月から開始をしており、昨年も同様の取り組みで効果を得ているとのことでした。

三菱ケミカル株式会社関東事業所

の転倒や腰痛の行動災害防止の取り組みについては

平塚署ホームページに好事例として掲載しています。

[HP はこちら](#) →



2 パトロール実施

三菱ケミカル株式会社は総合化学メーカーですが、平塚工場内的一部分のエリアで、飲料用、各種調味料用のPETボトルを製造しています。

製造工程はPETボトルの原料を投入し、射出成型機を通して、各商品に応じた形状に成形され、コンベヤーで運搬、複数回の検査を得て搬出されます。

今回、この製造工程について安全パトロールを実施しました。

工場内は機密事項の関係でパトロール写真の掲載はできませんが、三菱ケミカル株式会社の基本方針の一つである機械の本質安全化(人が危険源に入ることなく自動化)、機械の保護装置(インターロック)が進められており、工場内のご案内をいただきました機能材容器製造部長様からは、製品を運ぶコンベヤーにおける非定常作業の頻度の問題や機械装置の段差解消、検査作業の精度について、過去から行ってきた改善の説明を受けました。

平塚工場では、安全に関する感受性を高めるため「安全体験道場」という教育設備を備えた場所を設けています。平塚工場のみではなく、関東事業所(鶴見工場、筑波工場)の計3拠点にて、設備の集約や分散を行い教育の受講者を広める工夫を行っています。

また、ご担当者様より、体験研修の位置づけとして、①聞いただけでは忘れる②見たものは理解する③体験したものは忘れないとの説明を受け、コンベヤーによる挟まれ、巻き込まれの危険について参加者が体験しました。(写真下)



3 意見交換

「安全文化診断」制度の詳細確認、構内グループ会社、協力会社との連携、雇用形態別による労働災害防止の取り組みなどの意見が交わされました。

平塚労働基準監督署署長は、日々の安全衛生活動において、管理者や安全衛生担当部署が取り組みを推進するのは勿論のこと、工場内の全ての労働者が取り組むよう安全機運の醸成をお願いしたいと発言しました。

4 あとがき

安全を最優先するとしたグループ理念を持つ、三菱ケミカル株式会社関東事業所(平塚工場)の安全衛生活動をパトロールにて確認しました。

平塚労働基準監督署の独自活動である労災ゼロの日が3年目に突入したこともあり、本年度の安全パトロールは、管内事業場において、「3」が真っ先に浮かんだ三菱ケミカル株式会社に打診をいたしました。

快く二つ返事で受諾をいただきました関係者の皆様にこの場をお借りしまして感謝を申し上げます。

三という数字には、数多くのことわざがあります。「石の上にも三年」「二度あることは三度ある」「三つ子の魂百まで」「仮の顔も三度」「三度目の正直」…こう見ますと職業生活にお

ける安全衛生活動においても何か繋がっていそうな気もします。

そんな何かをきっかけにしても構いません。経営トップから作業員まで安全の機運を高め、第97回全国安全週間を契機として安全衛生活動に積極的に取り組んでいただきたいと存じます。

また、昨年度から5か年計画である第14次労働災害防止推進計画(令和5年度から令和9年度まで)が始まりました。平塚労働基準監督署の令和5年休業4日以上の労働災害は547名(死者2名を含み、新型コロナウイルスによる患者数を除いたもの)であり、前年から38名増加いたしました。

平塚労働基準監督署では、第14次労働災害防止推進計画期間中の労働災害による死者0名、休業4日以上の死傷災害の数を令和9年までに令和4年と比べ5%以上減少させる目標を掲げ、労働災害防止の推進を行っていきます。

計画年次2年目である令和6年度においては、労働災害の増加に歯止めをかけるため、より一層の労使一丸となった取り組みをよろしくお願い申し上げます。

※ 平塚労働基準監督署は、管内(平塚市・秦野市・伊勢原市・大磯町・二宮町)における労働災害の更なる防止を図るため、引き続き「630活動」を展開していきます。地域の取り組みを活性化させるため、各事業場における取り組みの収集、発信に努めています。好事例の発信や応募方法については神奈川労働局のホームページ内にある「労働基準監督署からのお知らせ」に掲載しています。ご確認ください。



蜂刺されによる死亡災害を防止しましょう



蜂に刺されても軽症で済むケースも存在することから、蜂刺され防止のための取組は軽視される向きもありますが、適切な備えをしていない状況で蜂に刺された場合、重症化し、最悪の場合は命を落とす危険性もあります。

残念なことに、令和5年度には、神奈川労働局管内で、蜂刺されによる死亡災害が2件発生してしまいました。

蜂刺されによる死亡災害防止には、

- ① 蜂刺されの可能性自体の低減
- ② 刺された場合の重症化への備え

の2つの対策が必要です。

蜂は4月から10月にかけて活動が活発になります。

以下のチェックリストに沿ってあらかじめ適切な備えを行い、蜂刺されによる死亡災害を防止しましょう。

対策例① 蜂刺されの可能性自体の低減

□ 蜂の巣の把握・撤去

- 作業開始前に蜂や蜂の巣の目撃情報の確認等により蜂の巣の有無を確認する。
- 蜂の巣の存在を確認した場合、駆除業者を手配する等して蜂の巣を撤去する。

□ 作業者の服装等の見直し

- 黒や紺等の明度の低い色の服を避け、白等の明度の高い色の服を着用させる。
- 黒髪を帽子、手ぬぐい等で覆う。
- 化粧品、整髪料、制汗剤等の使用を極力控えさせる。
- 肌の露出を可能な限り減らさせる。
- 防蜂網・防蜂手袋等の保護具を着用させる。
- 雨合羽のような蜂がつかまりにくい滑りの良い素材の服を着用させる。

□ 蜂の攻撃性を刺激する作業の見直し

- 蜂の巣がある可能性のある場所の近くで、60dB（自動車のエンジン音程度）以上の騒音を出す作業を可能な限り減らす。
- 蜂の巣がある可能性のある場所の近くで、化学肥料・除草剤・塗料等、薬品系の人工物の臭いを発する作業を可能な限り減らす。



服装は暗い色を避け、明るい色を採用する。



保護具の例 ※1



アナフィラキシー補助治療剤の例
マイランEPD合同会社製
「エピペン®」 ※2

対策例② 刺された場合の重症化への備え

□ アナフィラキシー補助治療剤の携行

- 労働者の過去の蜂刺されの経験の有無等を確認する。
- 発症の可能性のある労働者に、登録医師からアナフィラキシー補助治療剤の処方を受けるよう勧奨する。
- 作業者に当該アナフィラキシー補助治療剤の使用方法を教育し、これを携行させる。

□ 救急救命体制の確立

- 万が一の場合の緊急連絡体制を確立し、労働者に周知する。
- 抗ヒスタミン軟膏等の救急用具を準備し、万が一の場合の救急救命体制を明確化し、労働者に周知する。
- 作業場所の最寄りの病院の位置を確認し、労働者に周知する。

※1 引用：
林業・木材製造業労働災害防止協会
ウェブサイト「蜂に注意」
URL : <https://www.rinsaibou.or.jp/safety/bees.html>

※2 引用：
Viatris Inc.
ウェブサイト「エピペンについて」
URL : <https://www.epipen.jp/about-epipen/photo.html>

アナフィラキシー補助治療剤について

蜂刺されの重症化を抑えるには、アナフィラキシー補助治療剤がきわめて効果的です。

蜂に刺された際には、皮ふ・口内・口唇等の腫れ、じんましん（皮ふ・粘膜症状）、ヒューヒューと鳴るような呼吸の著しい乱れ・激しいくしゃみ・鼻水（呼吸器症状）、どうき・めまい・意識障害・血圧低下（循環器症状）が引き起こされます。重症化すると、呼吸困難や、血圧低下による心停止が引き起こされ、死に至ることがあります。

蜂刺されが重症化するのは、身体の免疫機能の過剰反応によるものであり、過去に蜂刺されの経験がある人には当該過剰反応が起こりやすくなります。アナフィラキシー補助治療剤は、身体の免疫機能の過剰反応を抑制し、アナフィラキシーショックの重症化を防ぎ、呼吸困難や心停止といった死に直結する症状にまで至らせない目的で使用されます。

アナフィラキシー補助治療剤を入手するためには、登録医師による処方を受ける必要があります。令和6年7月現在、本邦で広く用いられているアナフィラキシー補助治療剤として、マイランEPD合同会社製の「エピペン®」が挙げられます。

蜂刺され対策の始め方

蜂刺されのリスクは、農業、建設業、林業等、蜂が営巣している場所の近くで作業を行いうる多くの業種に存在しています。対策の要否の確認のためにも、まずはリスクアセスメントを実施し、自社の作業内容の中で、蜂刺されが起こる可能性のある作業を洗い出しましょう。その際、下記「蜂の性質」の記載等を参考に、蜂の生態や習性を正しく理解して洗い出しを行いましょう。

該当する作業がある場合は、表面の対策例①、②を講じて死亡災害発生のリスクを低減しましょう。



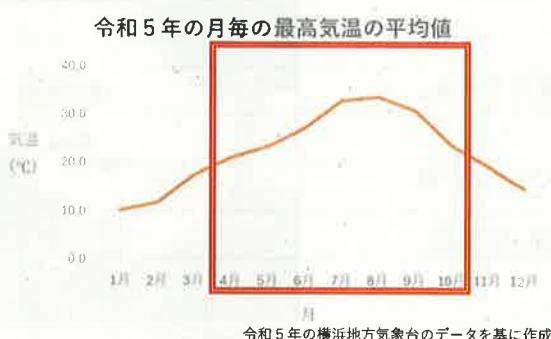
参考 職場の安全サイト
リスクアセスメントの
実施支援システム

蜂の性質

1 蜂の種類にかかわらず、アナフィラキシー症状発症の危険性はある。

スズメバチ等の大型の蜂だけでなく、アシナガバチやミツバチに刺された場合でも発症のリスクはあります。

2 気温25°C～30°Cで活動が活発になる。 (4月から10月頃)



3 巣の近くにいる蜂が攻撃的である。

巣を守る蜂は人間の視線を知覚しており、最初のうちはアゴをカチカチと鳴らして威嚇します。それでも人間が巣から離れない場合に襲ってきます。巣から離れた蜂は人を襲わない傾向にあります。

4 木の枝、屋根裏や壁の中等の他、地中に営巣することもある。

巣があることに気づかず刺激すると、文字どおり蜂の巣を突いた騒ぎになり、複数の働き蜂に襲われます。

5 暗い色の服や持ち物は蜂の攻撃性を刺激しやすい。

- (例)
- ・黒や紺等の明度の低い色の服
 - ・黒髪
 - ・カメラ等の黒い持ち物
 - ・動物の毛皮等

6 薬品等の臭いは蜂の攻撃性を刺激しやすい。

蜂は嗅覚が鋭く、薬品等の臭いに敏感に反応し、襲ってくる。

- (例)
- ・化粧品、整髪料、制汗剤、化学肥料、除草剤、塗料等

また、薬品ではないが、汗等の人間の体臭にも反応して襲ってくる例もある。

7 騒音は蜂の攻撃性を刺激しやすい。

自動車のエンジン音程度（約60dB）以上の騒音は、蜂の攻撃性を刺激しやすい。

- (例)
- ・草刈機の駆動音
 - ・除草剤や農薬等の散布機の駆動音
 - ・枝打ちの作業音

アナフィラキシーショックは蜂以外の昆虫でも発症のリスクがあります

蜂以外の昆虫毒のアレルギーとして、アリ（オオハリアリ、ヒアリ）刺傷によるアナフィラキシーショックの発症例、死亡例や、ムカデによる発症例も確認されています。過去にこれらの昆虫に噛まれた経験のある労働者には注意を促すとともに、必要な対策を講じましょう。

事業主の皆様

労働災害防止とアンケートのお願い（令和6年度版）

神奈川労働局 労働基準部長

時下ますますご清栄のことと御喜び申し上げます。

また、日頃、労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当局における労働災害発生状況は、休業4日以上の死傷災害が平成29年以降、増加の一途をたどっている等、大変厳しい状況となっています。このような状況下、当局では、労働災害を計画的に削減するため、第14次労働災害防止計画（神奈川計画）を策定して、下記を目標として取組んでいるところです。

労働災害を防止するためには、各事業場において、法令遵守はもとより、転倒災害の防止など各種対策に取組んでいただくことが、大変重要であることから、当局では、労働災害防止対策の実態を把握するためアンケートを実施させていただくことといたしました。

つきましては、業務ご多忙中、大変恐縮とは存じますが、神奈川労働局ホームページの専用ページに、下記アドレス又はQRコードからアクセスいただき、アンケートに御回答いただくようお願い申し上げます。

また、本件のアンケートは令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間に1回だけのご回答をお願いするもので、何度かこのお願いを受け取られた場合でも2回目以降の回答は不要です。

なお、本アンケートの内容は、労働行政推進のために使用し、それ以外の用途には使用しないことを申し添えます。

御不明な点は、神奈川労働局又は各労働基準監督署にお問い合わせいただきますよう御願いいたします。

記

- 1 2027年までに、神奈川県内の労働災害による死者数を20人以下とする。
- 2 2027年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を2022年と比較して5%以上減少（7,400人以下）する。

本アンケートページのアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou14/dai14jibou>
※アドレスのQRコード



神奈川労働局労働基準部 安全課・健康課

電話 045-211-7352・7353

平塚労働基準監督署 安全衛生課

電話 0463-43-8615